

第7回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成30年1月25日(木)
- 2 開閉時間 午後4時開会 午後4時30分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
1番 小原孝志 2番 畑山一郁 3番 鈴木英博 4番 佐藤美頭雄
5番 佐々木辰善 6番 寺崎秀子 7番 相澤峰基 8番 森脇豊仁
9番 小川一也 10番 山崎禎彦 11番 斉藤哲子 12番 北村浩光
13番 舟根 禎 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 13番 舟根 禎、1番 小原孝志
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第4号 農業経営改善計画の認定通知について
議案第1号 買受適格証明願について
議案第2号 農用地利用集積計画の要請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 別段の面積の区域指定について

10 議事録本紙

議長

これから、第7回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、13番委員、1番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第5報告第4号「農業経営改善計画の認定通知について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

事務局長

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3、4頁をご覧ください。

番号が11番の1件でございます。

土地の所在、地番、公簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は5頁に載せてありますので、ご確認ください。

続きまして、議案6頁をご覧ください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。

賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をしましたので、報告します。

議案は7、8頁をご覧ください。

番号が23番から28番までの6件でございます。

23番については、貸主が売買をするための合意解約です。

24番については、借主の規模縮小に伴う合意解約です。

25番から28番までについては、あっせん成立に伴う、合意解約です。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案10頁をご覧ください。

報告第3号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」です。

農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(4)①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案11、12頁をご覧ください。

番号が 11 番の 1 件の申請がありました。

こちらに関しては更新ということで意見を求められている内容でございます。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 14 頁をご覧ください。

更新による 1 件の通知がありました。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりです。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 それでは、日程第 6 議案第 1 号「買受適格証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 16 頁をご覧ください。

議案第 1 号「買受適格証明願について」です。

願出 1 件の提出がありました。

議案は 17 頁、18 頁で、19 頁が農地の場所になります。

こちらに関しては、**〇〇**さんの所有する土地で、12 月に競売という形になっていて、この件に関する買受適格証明願となっております。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、所有者の住所及び氏名、経営地、願出人住所及び氏名、経営地、競売の内容、裁判所及び事件番号、期日につきましては、議案に記載のとおりです。

農地法第 3 条の許可要件については、議案 20 の調査書に記載したとおりです。

願出人の **〇〇** については、**〇〇** の農業者で、**〇〇** を務めている方です。

この買受の理由は、競売に係っている農産加工施設、貯蔵施設を取得し、農業関連施設として利用したいとの理由です。

〇〇 における農地の管理運営については、しっかり管理されている方ようで、規模の拡大を進めようとしていると **〇〇** 農業委員会に問合せをし、確認しています。

調査結果としては、要件を満たしているとの判断をしています。

なお、付帯決議事項として、当該買受適格証明書を受けた者が最高価買受申出人となり、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を提出した場合は、会長が証明書の交付時と事業が異なっていると認めた場合を除き、許可するものとします。

説明は以上です。

議長 はい、議案第1号「買受適格証明願について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「買受適格証明願について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「買受適格証明願について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第7議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案22頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は23頁、24頁になりますのでご覧ください。

番号が13番、14番の2件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価の支払方法、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

対価、対価の支払い時期が空欄になっておりますので石塚から説明します。

石塚主事 まず、13番ですが、対価が5,732,737円で対価の支払い時期が平成30年2月28日となっております。

続いて14番ですが、対価が10,417,856円で対価の支払い時期が平成30年5月31日となっております。

事務局長 本日のあっせんの案件となっております。

場所に関しては、25頁、26頁、27頁に記載しております。

あっせん案件なので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

3番委員 まず13番の案件ですが、単価が3本立てになっていて、圃場が水田になっているところは185,000円、転作田になっているところが174,500円、残りが80,000円となっております。

あっせん回数が5回で、あっせん期間が1月10日から1月25日までとなっております。

議長 続きまして14番です。

3番委員 こちらは単価が2本立てになっていて、285,000円と245,000円となっております。

あっせん期間が11月24日から1月25日であっせん回数が5回です。

事務局長 本日配布した緑の付箋のところに、今回の2件についての調査書をつけ

ていますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

議長 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案28頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が29、30頁になります。

番号が54番、55番で2件ございます。

2件とも、賃貸借の更新による案件でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は31頁、32頁に載せてありますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 はい、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は、提案どおりと決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第4号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案33頁をご覧ください。

議案第4号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の区域指定について、審議願います。

対象の農地については議案34頁の2番で、場所は35頁をご覧ください。

本日配布しました赤い付箋の部分に現地の航空写真が1枚あるのでご覧ください。

昨年12月20日付けで申請があり、受理しています。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりです。

別段の面積の指定については、昨年8月25日の第2回定例会で「空き家に隣接した農地の取得に係る要領」ということで皆さんに審議していただいて、要領を定めさせていただいています。

これに基づいて進めて行くということで、前回1件審議しております。同じ要領で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

36ページに判断用件調査書載せています。

こちらに関して10項目判断要件ということで調査をしてこちらの部分のチェックをしています。

空き家バンク登録ということでございます。

土地と空き家の所有者が同一であるということでございます。

市街化調整区域外ということと、今回申請のある面積が1,995㎡という大きさになっているということで、家庭菜園という部分ではぎりぎりの大きさということで今回認めるような形で考えております。

以下の詳細についてはご覧いただいた内容になっております。

調査の中で事務局の中では認めるという形で考えております。

こちらの内容を踏まえて、1aの区域指定をしてよろしいかご審議していただくということでよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第4号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「別段の面積の区域指定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、2月23日金曜日、午後4時からで、よろしいでしょうか。

議長 23日で問題無いでしょうか。

委員 無しの声

議長 第8回定例会は、2月23日金曜日午後4時から、定例会でよろしくお願いいたします。

いします。

事務局長

続いて2番目の農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

本日、配布しました青の付箋に議案までのあっせんの経過についてこちらに取りまとめているのでご覧ください。

成立が今日の部分も含めて13件、不成立が7件ありましてその内賃貸になったものが6件、不成立という形になったのが1件、取り下げが2件で継続というのは今審議継続中ということで20件ございます。

これ以外に進展があればお知らせいただきたいと思えます。

議長

上から確認します。

3番です。

2番委員

今決まります。

議長

8です。

5番委員

継続です。

議長

11番です。

3番委員

今月末決まる予定です。

議長

12番です。

10番委員

継続です。

議長

18番です。

1番委員

これは賃貸とかでないで厳しいです。

議長

20番です。

9番委員

継続です。

議長

22番です。

継続です。

24番です。

2番委員

継続です。

議長

25番です。

5番委員

継続です。

議長

29番です。

方法を変えるということであっせん案件ではなくなります。

30番です。

9番委員

継続です。

議長

31番です。

10番委員

継続です。

議長

32番です。

7番委員

継続です。

議長

33番です。

12番委員

継続です。

議長

34番です。

12番委員

継続です。

議長

36番です。

1 番委員 継続です。
議長 37 番は明日成立します。
38 番です。
12 番委員 継続です。
議長 39 番です。
9 番委員 継続です。
事務局長 継続の部分に関しましては、よろしくお願ひします。

続きまして、3 番目の農業委員会活動記録簿についてです。

前回の定例会で回収し、記録を集計しました。

本日、返却しますが、今後も記録簿の記載にご協力願ひます。

1 点記載にあたって、願ひがあります。

今回集めたときに国の中間報告という形で、皆さんの活動を取りまとめるにあたって、何時から何時までという形で把握するよう指示がありましたので、開始時刻を併せて、記入を願ひします。

お手数をかけますが、よろしく願ひします。

議長 みなさんから何かありますか。

委員 無しの声

議長 それでは、以上をもって第 7 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。